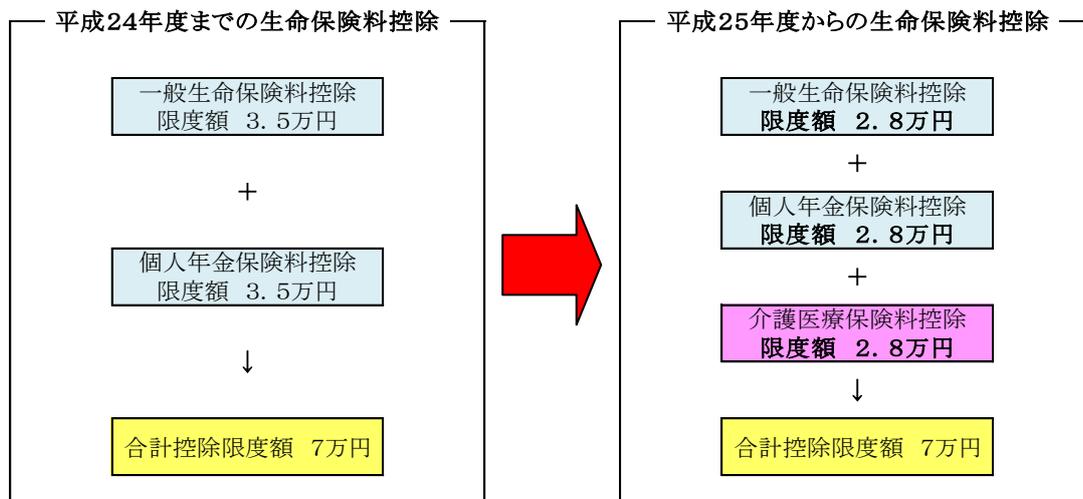


平成25年度からの市・県民税の税制改正等について

(1) 生命保険料控除の見直し

従来的一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に介護医療保険料控除が新設されました。生命保険料控除の合計控除限度額は7万円に変更はありませんが、平成24年1月1日以降に契約を締結した各保険料控除の限度額が3.5万円から2.8万円へと変更されました。(平成23年12月31日以前に契約を締結した各保険料控除については、従前の限度額3.5万円が適用されます。)

◆生命保険料控除の概要



◆生命保険料控除の計算方法

平成24年1月1日以降に契約を締結した保険料等(新契約)

支払保険料の金額	生命保険料控除額
～ 12,000 円	支払金額
12,001 ～ 32,000 円	支払金額×0.5+6,000
32,001 ～ 56,000 円	支払金額×0.25+14,000
56,001 円 ～	28,000円

平成23年12月31日以前に契約を締結した保険料等(旧契約)

支払保険料の金額	生命保険料控除額
～ 15,000 円	支払金額
15,001 ～ 40,000 円	支払金額×0.5+7,500
40,001 ～ 70,000 円	支払金額×0.25+17,500
70,001 円 ～	35,000円

◆新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合の計算

新契約と旧契約に基づく保険料等の両方について、一般生命保険料または個人年金保険料の控除を受ける場合には、上記の計算方法でもとめた控除額の合計額(限度額2.8万円)となります。

(2) 退職所得の改正

平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等について、下記の2点が変わります。

◆退職所得に係る市・県民税の10%税額控除の廃止

退職所得に係る市・県民税について、その税額から10%を控除する特別措置が廃止されます。なお、税率・退職所得控除等についての変更はありません。

改正前	税額 = 退職所得金額 × 1/2 × 税率 (市6%、県4%) × 0.9
改正後	税額 = 退職所得金額 × 1/2 × 税率 (市6%、県4%)

◆勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得に係る2分の1課税の廃止

勤続年数5年以下の法人役員等の退職所得について、退職所得控除額を控除した残りの額を2分の1とする措置が廃止されます。

※法人役員等・・・①法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、幹事及び精算人並びにこれ以外の者で法人の経営に従事している一定の者
②国会議員及び地方公共団体の議会の議員
③国家公務員及び地方公務員

改正前	退職所得金額 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2
改正後	退職所得金額 = (退職手当等の金額 - 退職所得控除額)